

(注) 1. 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。
2. 収集した個人番号は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第23条及び宮城県特別支援教育就学奨励費支給要綱第5条第2項に基づく事務に限って使用します。
3. ※ 欄 は 記 入 不 要。